相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区岩本町一丁目二番地、最後の住所東京都千代田区岩本町一丁目五番五号　被相続人　亡　冨樫　伸博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

東京都新宿区三栄町二三番一号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森田　太三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都板橋区小茂根一丁目四―一〇四　被相続人　亡　井上　泰通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北三丁目九八五番地、最後の住所東京都杉並区高円寺北三丁目二番四号　被相続人　亡　柴田　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市日ノ出町一六一八番地、最後の住所東京都福生市大字熊川一五八三番地　被相続人　亡　齋藤　敬治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

東京都中央区銀座五―一四―八銀座ワカホビル四階クラース銀座法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子（登録姓　坂田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市田切須三五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐々木嘉秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

新潟県佐渡市河原田本町三九四番地　法テラス佐渡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　神田　敬郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　清水幸左エ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

長野県長野市大字鶴賀田町二一四四番地四　相続財産管理人　松本　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下高井郡木島平村大字穂高三一九五番地一七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤みね子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

事務所長野県長野市大字屋島二三三六番地　四八屋島簡易郵便局二階南　相続財産管理人　峯村　伸吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市三輪八丁目二二九番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　齋藤　直治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

事務所長野県長野市大字屋島二三三六番地　四八屋島簡易郵便局二階南　相続財産管理人　峯村　伸吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小豆沢四丁目六番地、最後の住所静岡県熱海市泉八一番地　むつみ荘一Ｆ―３号　被相続人　亡　後藤　士朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

事務所静岡県三島市本町一四番一七号シーショア三島本町四〇一さいとう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　齋藤　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市雄和碇田字宮ノ前四五番地、最後の住所名古屋市緑区四本木六〇八番地アローホーム左京山一二号　被相続人　亡　齊藤　利彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

名古屋市千種区今池一丁目五番三号ＦＵＴＡＢＡビル三階　相続財産管理人　山下　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区中村本町一丁目一〇四番地、最後の住所愛知県名古屋市東区葵三丁目二五番二三号ジョイフル千種　被相続人　亡　石田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

愛知県名古屋市中村区乾出町二丁目七番地正和ビル二階なかむら公園前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松本　卓也

第２期決算公告

平成28年6月1日

東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所内
Ｒｅｓｏｒｔｓ　Ｗｏｒｌｄ　Ｔｏｋｙｏ株式会社
代表取締役　笠﨑　七生

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	0
	合計	0
純資産の負債及び部	流動負債	2,480,084
	株主資本	△2,480,084
	資本金	2
	利益剰余金	△2,480,086
	その他利益剰余金（うち当期純損失）	△2,480,086（1,217,469）
	合計	0

第２期決算公告

平成28年6月1日

東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所内
Ｒｅｓｏｒｔｓ　Ｗｏｒｌｄ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　笠﨑　七生

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	4
	合計	4
純資産の負債及び部	流動負債	2,549,414
	株主資本	△2,549,410
	資本金	2
	利益剰余金	△2,549,412
	その他利益剰余金（うち当期純損失）	△2,549,412（1,237,825）
	合計	4

第２期決算公告

平成28年6月1日

東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所内
ＢｌｕｅＢｅｌｌ株式会社
代表取締役　笠﨑　七生

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	0
	合計	0
純資産の負債及び部	流動負債	2,148,755
	株主資本	△2,148,755
	資本金	2
	利益剰余金	△2,148,757
	その他利益剰余金（うち当期純損失）	△2,148,757（1,083,837）
	合計	0